

# 「塩竈2割増商品券」を販売します！

市民の生活支援による購買意欲の喚起と、市内商店の売上向上を通じて、消費税率引上げなどの影響を緩和し、地域経済の活性化を図るため、市が補助金を交付し、塩釜商工会議所が発行する割増商品券事業についてお知らせいたします。

1. 販売日時 平成26年7月1日（火）～ 売り切れ次第終了
2. 販売場所
  - ◆常設販売…塩釜商工会議所、しおがま・まちの駅（塩釜商業協同組合）、市役所互助会売店
  - ※特設の販売場所等については、詳細が決まり次第お知らせします。
3. 販売内容
  - ◆発行総額…240,000千円（割増額40,000千円）
  - ◆販売総額…1冊12,000円（2割増）を1万円で販売し、2万セットで2億円
  - ◆発行単位…1,000円券×12枚
    - ・共通券 5,000円（店舗面積が300㎡超の中・大規模小売店でも使用可能）
    - ・専用券 7,000円（店舗面積が300㎡以下の小規模店舗でのみ使用可能）
  - ◆購入制限…お一人様3セットまで
4. 使用期限 平成26年12月31日まで
5. 使用方法 取扱店で現金と同様に使用できますが、つり銭はできません。また、商品券事業の目的から以下のような場合は、使用不可とします。現金との引き換えも行いません。
  - 1) 出資や債務の支払い（公共料金や税金、振込代金、振込手数料など）
  - 2) 有価証券、商品券、プリペイドカード、チケット、切手、官製はがき、回数券、乗車券などの購入
  - 3) 仕入れなどの事業資金
6. 取扱店舗 「塩竈2割増商品券」は、取扱店として登録された市内の店舗（取扱ポスターを掲示してある店舗）で使用できます。また、商品券お買い上げの際に取扱店一覧をお渡しします。
7. 取扱店募集
  - ◆募集期間 平成26年5月26日（月）～ 6月20日（金）まで（以降、随時）
  - ※期間内に申込した事業者は、取扱店一覧に掲載
  - ◆受付会場
    - 1) 塩釜市商業協同組合（本町5-6） 10:00～17:00
    - 2) 塩釜商工会議所（港町1-6-20） 10:00～17:00
  - ◆対象業種 市内に店舗がある民間事業者（小売業、飲食業、洗濯、理容、旅館等の各種サービス業及び運輸通信業（旅行業を含む）
  - ◆対象外業種 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する営業を行う者（ただし、塩釜商工会議所の会員及び塩釜市商業協同組合の組合員は、除く）。業務の内容が公序良俗に関する営業を行う者。

※取扱店募集に関して詳しくは、広報しおがま5月号などでお知らせします。



「塩竈2割増商品券」についてのお問い合わせは

塩釜商工会議所	TEL 022-367-5111
塩釜市商業協同組合	TEL 022-367-9651
塩竈市産業環境部商工港湾課	TEL 022-364-1124